

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成28年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することといたしました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても無料で発行することと致しました。明細書発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

平成28年4月1日

「医療 DX 推進の体制」について

当院では、質の高い医療の提供及び医療 DX の推進のため、以下の体制を整備しています。

- ・オンライン請求を実施しています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認システムにより取得した受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得し、診療に活用しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用を推進しています。
- ・医療 DX 推進体制加算に関する事項及び質の高い診療を実施するために必要な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページに掲載しています。

令和8年10月1日

三船病院身体的拘束最小化に関する指針

当院では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を遵守し、適切な精神医療の提供及び入院患者の処遇等の確保に努めていますが、やむを得ず行動制限を行う場合においても人権擁護の観点から入院患者の行動制限を最小化するさらなる努力が極めて重要であると考えています。よって、行動制限についての基本的な考え方や手順等を示す「行動制限の最小化に関する基本指針」を整備し、それに基づいた医療の提供に努めています。

身体的拘束最小化のために実施している取り組み

- ・多職種による検討：医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、事務等により行動制限最小化に関する委員会を毎月開催
- ・定期巡回：該当患者に対し時間を決めた巡回の実施
- ・用具の一元管理：身体的拘束に関わる用具については、各病棟内の指定管理場所では一元管理すると共に、身体的拘束を行わずケアするための用具の導入検討する
- ・代替案の検討：やむを得ず身体的拘束を実施せざるを得ない状況においても環境の変更等の代替案を多職種で検討する
- ・職員教育・研修：全職員を対象に行動制限最小化に関する研修を年2回以上開催し、意識向上を図っている

身体的拘束最小化推進体制加算

第3病棟（特殊疾患病棟）では身体的拘束最小化推進体制加算を取得しており、身体的拘束を検討する可能性のある患者の入棟を制限せず、拘束可能性のある患者に対し、当院方針、身体的拘束のリスク、しないリスクについて説明しています。

身体的拘束の実施状況

身体的拘束最小化推進体制加算算定病棟における身体的拘束の実施状況（実施率）は以下のとおりです。

- ・対象期間：2026年3月1日～2026年5月31日
- ・身体的拘束の実施率：0.0%

《 ご 来 院 の 患 者 様 へ 》

当院では、国の方針として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に使用しております。

先発医薬品とは成分は同一であり、薬価は安価という長所があります。

平成24年3月1日

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

その中で、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点などありましたら当院職員までご相談ください。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなく、お薬の有効成分を処方箋に記載することです。